

広消予第63号
広消指第30号
平成30年3月13日

一般社団法人 広島県警備業協会 様

広島市消防局長 山崎 昌弘



広島市火災予防条例第54条の2に規定する「教育の担当者」の運用の変更
及び「遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱」の改正について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防防災行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表記の件につきまして、広島市火災予防条例（昭和37年条例第15号）第54条の2では、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理業務等の一部を防火対象物の関係者から委託を受けて行なう者（警備会社やビルメンテナンス会社等）は、防火管理業務等に関する「教育の担当者」を定め、当該担当者に、防火管理業務等に従事する者に対する防火管理業務等に関する教育を行わせなければならないことが規定されています。

当局では、「教育の担当者」の条件として、「広島県消防長会が実施する防火管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者であること」を運用により求めてきたところですが、「教育の担当者」の防火管理業務等に関する知識・技能等を確実に確保すること及び講習等に係る事業所の負担軽減を図ることを目的として、別紙1のとおり運用を変更することとしました。

また、この運用の変更に併せて、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱」（昭和62年広消予達第1号）を別紙2のとおり改正しました。

つきましては、当該内容について会員事業所へ周知いただき、一層の防火防災意識の啓発に御尽力いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

・「教育の担当者」に関すること

広島市消防局予防部予防課 金川・池本

TEL：082-546-3476

メール：fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp

・「遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱」に関すること

広島市消防局予防部指導課 佐々木・宮西

TEL：082-546-3481

メール：fs-shido@city.hiroshima.lg.jp